

群馬大学教育学部学生指導担任に関する内規

(平成 17.11. 16)
制 定

改正 平成 26. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学教育学部学生指導担任（以下「学生指導担任」という。）
に関し必要な事項を定める。

(学生指導担任)

第2条 本学部に、学生指導担任を置き、本学部の主担当を命ぜられた教員のうち、学生
が所属する専攻の担当を命ぜられた者をもって充てる。

(職 務)

第3条 学生指導担任は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 担当する学生の学生指導カードの作成及び管理に関すること。
- (2) 担当する学生の欠席状況の調査に関すること。
- (3) 担当する学生の休学、退学、復学の相談及び指導に関すること。
- (4) 担当する学生の学外実習への派遣に関すること。
- (5) 担当する学生の修学上の諸届出の指導に関すること。
- (6) 担当する学生の進路希望及び進路状況の調査に関すること。
- (7) 担当する学生の推薦書の作成に関すること。
- (8) その他担当する学生の指導に関すること。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成 17 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。